

仕様書
葵区 PR キャラクター制作業務

1 趣旨

葵区 PR キャラクターである「あおいくん」が令和 8 年 3 月 20 日をもって制作から 20 年を迎えることに伴い、節目である年に区民の意見も反映した誰からも親しみ愛される新たなキャラクターを制作し、当区の広報事業に取り入れることで、より効果的に行政情報の発信及び葵区の魅力発信を行っていく。

2 業務の概要

- (1) キャラクターデザインの制作
- (2) キャラクターの名称及びロゴデザインの制作
- (3) キャラクターの設定（性格や特徴等）
- (4) デザインマニュアル等の制作・監修

3 内容

(1) キャラクターデザイン制作

ア キャラクターのメインコンセプト

幅広い年代の区民が親しみや愛着を持ちやすい、かわいらしいキャラクター

イ デザインのコンセプト

- ・葵区カラーである「緑色」を効果的に取り入れること。
- ・葵区の特徴（風土、自然、歴史、文化、特産など）がイメージできるデザインであること。

ウ デザイン上の留意点

- ・作品は未発表のものでオリジナルの作品に限り、同一のデザインを他に応募したり、各種媒体で使用したりしていない、未使用のものであること。
- ・様々な用途に応じて着せ替え可能であり、ポーズや立体化（着ぐるみ等）ができる汎用性の高いデザインであること。

エ デザイン内訳

- ① 基本パターン 1 パターン×4 方向（正面・左側面・右側面・背面）
- ② 応用パターン 6 パターン×4 方向（正面・左側面・右側面・背面）
- ③ 表情 4 パターン×1 方向
- ④ 3D イメージ 1 パターン×4 方向（正面・左側面・右側面・背面）

オ 内容

- ①「基本パターン」は、キャラクターの最も基本となる形とする。
- ②「応用パターン」は、基本形をベースに、上述の「デザイン上の留意点」に基づいた内容でアレンジした形（ポーズなど）で制作する。
- ③「表情」は、基本パターンの表情とは異なる内容で喜怒哀楽等を表現したものとし、正面のデザインに適用できるようにする。
- ④「3Dイメージ」は、デザインを立体化した際の正面・左右両面・背面からのイメージ（直立型）とする。

(2) キャラクターの名称及びロゴデザインの制作

ア キャラクターの名称

- ①キャラクターのデザインにふさわしい名称を定めること。

イ ロゴデザインの制作

- ②キャラクターの名称のロゴデザインを黒色（またはモノトーン）及びカラーで制作すること。
- ③英文及び和文等の内容については、相互協議の上制作すること。

(3) キャラクターの設定

デザインや名称に沿った、キャラクターの性格や特徴等を定めること。

(4) デザインマニュアル等の制作・監修

ア イラストにかかるデザインマニュアル等制作

原稿制作・校正（規定色・使用禁止例）等の作業を相互協議の上行い、デザインマニュアルを制作すること。

イ 着ぐるみ及びぬいぐるみの使用に関する事項の監修

本業務で制作されたデザインを用いて本市が別途実施する、着ぐるみ等の制作について、必要となる仕様を定める際に監修を行うこと。

4 納入成果品

- ・ 3（1）エにおいて作成したデザイン
 - ・ デザインマニュアル一式（印刷物3部、電子データ3部）
- ※納入に関する必要事項については、随時相互で協議する。
※電子データについては CD-R での提出とする。

5 その他

その他制作するうえで、必要な部分については随時相互で協議する。

6 使用用途

- (1) WEB（市公式 HP、X など）
- (2) 着ぐるみを使用した広報活動
- (3) グッズ等の制作、配布
- (4) デザインの民間企業等への提供
- (5) その他、当区が実施する各種事業

7 履行期間

契約締結日から令和8年10月2日まで

8 著作権等について

- (1) 本業務の受託者は、本仕様書に基づいて制作及び納品したデザイン等について、委託者が広報活動や商品化を行うなど、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条までに規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) デザイン等に関して受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (4) 受託者は、当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害し、原著作物の著作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が請け負うこととする。
- (5) デザイン等に関して受託者が有する商標権については、無償で委託者に譲渡するものとする。ただし、商標権譲渡にかかる手続きについては、別途協議する。